

## 日本 CT 検診学会倫理規程

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この規程は、本学会の会員が行う学術研究および学会活動の諸行動についての倫理に関して、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省・厚生労働省告示)に基づいて、その適正を期すること、ならびに会員に適用される行動規範を示すことを目的とする。

#### (適用範囲)

第 2 条 この規程には、研究倫理に関する会員への教育、学術研究発表における倫理、学会として行う学術研究および事業における倫理に関する項目が含まれる。

#### (会員としての自覚と責任)

第 3 条 会員は、介入試験を計画・実行する場合に、事前に会員の所属する施設の倫理委員会またはそれと同等な役割を持つ責任者から、倫理に関する承認を受けなければならない。

② 会員は、本学会が主催する学術集会およびセミナー、本学会誌に介入試験の研究発表を行う際には、倫理に関する承認について申告しなければならない。

第 4 条 会員は、本学会の提唱する「タバコフリー推進宣言」に即した活動を行わなければならない。

第 5 条 タバコ関連団体から寄付を受け取ったうえで、あるいはタバコ関連団体との共同研究を行ったうえで、本学会が主催する学術集会およびセミナー、本学会誌に研究発表を行ってはならない。

第 6 条 本規程施行後に、タバコ関連団体から寄付を受け取った者、あるいはタバコ関連団体との共同研究を行った者は本学会の役員に就任することはできない。

### 第 2 章 倫理委員会細則

第 7 条 倫理委員会(以下、委員会という)は、理事を含む 3 人以上の委員によって組織される。

② 委員会は、男女両性の委員で構成されなければならない。

第 8 条 委員会委員長は、倫理に関わる案件の申告または審議の依頼を受けた場合に、倫理委員会を招集し、その議長となる。

第 9 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開くことができない。

第 10 条 委員会の議事は、出席委員の 3 分の 2 以上の多数をもって決する。

### 附則

本規程は、2016 年 2 月 14 日から施行する。